【機密性3情報】

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
02b-201412-001-2イa(b)-001	平成26年12月26日	平成26年１月から国家安全保障局が関係行政機関と共に実施した国の安全保障に関わる事案に際して行う外国政府との協力その他の政府の対応方針の検討の内容	第２号イ（第１号イ、第４号イ）	内閣官房国家安全保障局長	同項第１号		５年	平成31年12月25日							

【機密性3情報】

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	(延長後の)有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
02e-201412-001-2ロb-001	平成26年12月26日	[redacted]について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針	第2号ロ	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)	同項第1号		5年	平成31年12月25日							
02e-201412-002-2ロb-002	平成26年12月26日	[redacted]について平成25年8月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針	第2号ロ	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)	同項第1号		5年	平成31年12月25日							

【機密性3情報】

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
02g-201412-001-2ニ-001	平成26年12月26日	平成15年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		５年	平成31年12月25日							
02g-201412-002-2ニ-002	平成26年12月26日	平成16年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		５年	平成31年12月25日							
02g-201412-003-2ニ-003	平成26年12月26日	平成17年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		５年	平成31年12月25日							
02g-201412-004-2ニ-004	平成26年12月26日	平成18年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		５年	平成31年12月25日							
02g-201412-005-2ニ-005	平成26年12月26日	平成19年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		５年	平成31年12月25日							
02g-201412-006-2ニ-006	平成26年12月26日	平成20年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		５年	平成31年12月25日							

【機密性3情報】

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
02g-201412-007-2ニ-007	平成26年12月26日	平成21年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		５年	平成31年12月25日							
02g-201412-008-2ニ-008	平成26年12月26日	平成22年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		５年	平成31年12月25日							
02g-201412-009-2ニ-009	平成26年12月26日	平成23年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		５年	平成31年12月25日							
02g-201412-010-2ニ-010	平成26年12月26日	平成24年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		５年	平成31年12月25日							
02g-201412-011-2ニ-011	平成26年12月26日	平成25年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		５年	平成31年12月25日							
02g-201412-012-2ニ-012	平成26年12月26日	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		５年	平成31年12月25日							

【機密性3情報】

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
02g-201412-013-2ニ-013	平成26年12月26日	情報収集衛星光学2号機により技術上及び運用上特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲	第2号ニ（第1号ハ、第3号ハ第4号ハ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-014-2ニ-014	平成26年12月26日	情報収集衛星光学3号機により技術上及び運用上特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲	第2号ニ（第1号ハ、第3号ハ第4号ハ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-015-2ニ-015	平成26年12月26日	情報収集衛星光学4号機により技術上及び運用上特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲	第2号ニ（第1号ハ、第3号ハ第4号ハ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-016-2ニ-016	平成26年12月26日	情報収集衛星光学5号機により技術上及び運用上特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲	第2号ニ（第1号ハ、第3号ハ第4号ハ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-017-2ニ-017	平成26年12月26日	情報収集衛星レーダ3号機により技術上及び運用上特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲	第2号ニ（第1号ハ、第3号ハ第4号ハ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-018-2ニ-018	平成26年12月26日	情報収集衛星レーダ4号機により技術上及び運用上特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲	第2号ニ（第1号ハ、第3号ハ第4号ハ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							

【機密性3情報】

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
02g-201412-019-2ニ-019	平成26年12月26日	情報収集衛星レーダ予備機により技術上及び運用上特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲	第2号ニ（第1号ハ、第3号ハ第4号ハ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-020-2ホ-001	平成26年12月26日	情報収集衛星光学1号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-021-2ホ-002	平成26年12月26日	情報収集衛星光学2号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-022-2ホ-003	平成26年12月26日	情報収集衛星光学3号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-023-2ホ-004	平成26年12月26日	情報収集衛星光学4号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-024-2ホ-005	平成26年12月26日	情報収集衛星光学5号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							

【機密性3情報】

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
02g-201412-025-2ホ-006	平成26年12月26日	情報収集衛星光学6号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-026-2ホ-007	平成26年12月26日	情報収集衛星光学7号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-027-2ホ-008	平成26年12月26日	情報収集衛星光学8号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-028-2ホ-009	平成26年12月26日	情報収集衛星レーダ1号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-029-2ホ-010	平成26年12月26日	情報収集衛星レーダ2号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-030-2ホ-011	平成26年12月26日	情報収集衛星レーダ3号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							

【機密性3情報】

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
02g-201412-031-2ホ-012	平成26年12月26日	情報収集衛星レーダ4号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-032-2ホ-013	平成26年12月26日	情報収集衛星レーダ5号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-033-2ホ-014	平成26年12月26日	情報収集衛星レーダ6号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-034-2ホ-015	平成26年12月26日	情報収集衛星レーダ7号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-035-2ホ-016	平成26年12月26日	情報収集衛星レーダ予備機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-036-2ホ-017	平成26年12月26日	情報収集衛星実証衛星（平成19年打ち上げ）に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							

【機密性3情報】

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
02g-201412-037-2ホ-018	平成26年12月26日	情報収集衛星実証衛星（平成25年打ち上げ）に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-038-2ホ-019	平成26年12月26日	情報収集衛星第3期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-039-2ホ-020	平成26年12月26日	情報収集衛星第4期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-040-2ホ-021	平成26年12月26日	情報収集衛星第5期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-041-2ホ-022	平成26年12月26日	情報収集衛星第6期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-042-2ホ-023	平成26年12月26日	情報収集衛星第7期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式	第2号ホ（第1号ト、第3号ニ、第4号ニ）	内閣情報官	同項第1号（電磁的記録又は特定秘密である情報を記録する物件であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							

【機密性3情報】

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
02g-201412-043-2イb-001	平成26年12月26日	平成26年以前に決定された内閣情報調査室が外国の政府等と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの	第2号イ	内閣情報官	同項第1号（特定秘密文書等がない場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-044-2ハb-001	平成26年12月26日	平成26年以前に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報	第2号ハ（第1号ロ・ハ、第2号ハ・ニ、第3号ロ・ハ、第4号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第1号（特定秘密文書等がない場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-045-2ニ-020	平成26年12月26日	内閣情報調査室が安全保障に関する重要な情報を入手するための人的情報源を得、これを維持改善し、これから情報を収集する業務の計画、方法及び実施状況で平成26年以前に決定したもの	第2号ニ（第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ）	内閣情報官	同項第1号（特定秘密文書等がない場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							
02g-201412-046-2ニ-021	平成26年12月26日	平成26年以前に内閣情報調査室の人的情報源又はその候補となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が同室の人的情報源若しくはその候補である事実又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報	第2号ニ（第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ）	内閣情報官	同項第1号（特定秘密文書等がない場合は、同項第2号）		5年	平成31年12月25日							

【機密性3情報】

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
02g-201501-001-2ニ-001	平成27年1月1日	平成27年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ	第２号ニ（第１号ロ・ハ、第２号ハ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（電磁的記録であって同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は、同項第２号）		5年	平成31年12月31日							
02g-201501-002-2イb-001	平成27年1月1日	平成27年中に決定された内閣情報調査室が外国の政府等と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの	第２号イ	内閣情報官	同項第１号（特定秘密文書等がない場合は、同項第２号）		5年	平成31年12月31日							
02g-201501-003-2ハb-001	平成27年1月1日	平成27年中に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報	第２号ハ（第１号ロ・ハ、第２号ハ・ニ、第３号ロ・ハ、第４号ロ・ハ）	内閣情報官	同項第１号（特定秘密文書等がない場合は、同項第２号）		5年	平成31年12月31日							
02g-201501-004-2ニ-002	平成27年1月1日	内閣情報調査室が安全保障に関する重要な情報を入手するための人的情報源を得、これを維持改善し、これから情報を収集する業務の計画、方法及び実施状況で平成27年中に決定したもの	第２号ニ（第１号ハ、第３号ハ、第４号ハ）	内閣情報官	同項第１号（特定秘密文書等がない場合は、同項第２号）		5年	平成31年12月31日							
02g-201501-005-2ニ-003	平成27年1月1日	平成27年中に内閣情報調査室の人的情報源又はその候補となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が同室の人的情報源若しくはその候補である事実又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報	第２号ニ（第１号ハ、第３号ハ、第４号ハ）	内閣情報官	同項第１号（特定秘密文書等がない場合は、同項第２号）		5年	平成31年12月31日							